

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年6月15日提出
【発行者名】	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 （平成22年7月1日より「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」(予定)）
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ダニエル・クライン
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	長谷 俊一
【電話番号】	03-6377-2871
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	オークス転換社債ファンド（ダイワSMA専用）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続申込期間：2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

第一部【証券情報】**(1)【ファンドの名称】**

オークス転換社債ファンド(ダイワSMA専用)(以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- A. 追加型株式投資信託の受益権です。
B. 格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社(平成22年7月1日付で「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名を変更いたします。以下「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

2,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額です。

基準価額とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社または委託会社までお問合せいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。

(掲載名「S オクス転社」)

《委託会社へのお問い合わせ先》 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 電話番号：0120-996-222 受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時 ホームページ： http://am.japan.bnpparibas.com/

(5)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

(6)【申込単位】

1円以上1円単位または1口以上1口単位です。

(7)【申込期間】

継続募集に係る申込期間：平成22年7月1日から平成23年5月13日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

大和証券株式会社 本社所在地：東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社の定める期日（詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。）までに取得申込代金を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込日の発行価額の総額を追加信託の行われる日に受託会社のファンドにかかる口座に払込みます。

(1 0) 【払込取扱場所】

お申込金額はお申込みの販売会社にお支払い下さい。販売会社については、前記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

申込みの方法

当ファンドは、ダイワSMAに係る投資一任契約に基づいて、ダイワSMA口座の資金を運用するためのファンドです。受益権の取得申込者は、販売会社にダイワSMA口座を開設した者に限るものとします。受益権の取得申込者は販売会社とダイワSMA口座に関する契約およびダイワSMAに係る投資一任契約を締結する必要があります。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。取得申込金額に利息は付きません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、わが国の企業が発行するBBB格以上の転換社債を中心に投資し、「債券の安定性」と「株式の成長性」という転換社債等の資産特性を最大限に活用して、投資信託財産の安全性を重視するとともに、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 国内 / 債券に属するものです。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。当ファンドが該当する商品分類及び属性区分に網掛けで表示しております。

<商品分類表>

単字型/追加型 (1)	投資対象地域 (2)	投資対象資産 (収益の源泉) (3)
単字型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

(1) 追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後、追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

(2) 投資対象地域による区分で国内とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(3) 投資対象資産による区分で債券とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<属性区分表>

投資対象資産 (4)	決算頻度	投資対象地域 (5)	投資形態
株式 一般/大型株/中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド
債券 一般/公債/社債	年2回	日本	
その他債券 クレジット属性	年4回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ
不動産投信	年6回	欧州	
その他資産 (投資信託証券 (債券・その他債券))	(隔月)	アジア	
資産複合	年12回	オセアニア	
資産配分固定型/資産配分変更型	(毎月)	中南米	
	日々	アフリカ	
	その他	中近東 (中東)	
		エマージング	

(4) 投資対象資産による区分でその他資産 (投資信託証券 (債券・その他債券)) とは、目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信以外に主として投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドは主要投資対象のオークス・ハイブリッドC B マザーファンドの投資信託証券 (受益証券) を通じて債券の転換社債を実質投資対象資産とします。

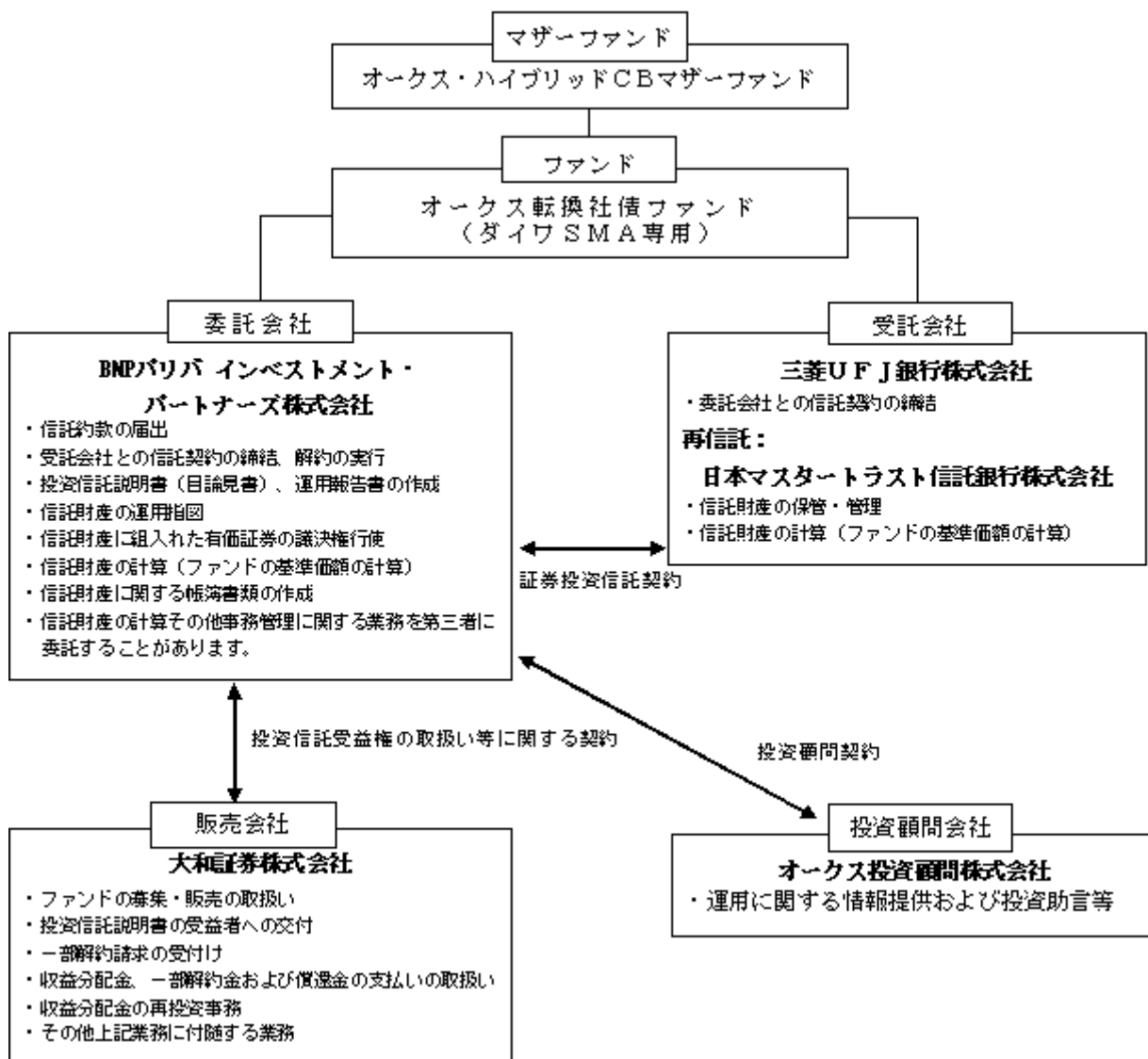
(5) 投資対象地域の日本とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

商品分類・属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会の下記のインターネットホームページをご参照下さい。

<http://www.toushin.or.jp/>

(2) 【ファンドの仕組み】

a ファンドの関係法人



ファンドの関係法人

名 称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・パート ナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 三菱UFJ信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《販売会社》 大和証券株式会社	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付け、収益分配金、一部解約金および償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。
《投資顧問会社》 オックス投資顧問株式会社	運用に関する情報提供および投資助言等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

<証券投資信託契約>

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

<投資信託受益権の取扱い等に関する契約>

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

<投資顧問契約>

委託会社と投資顧問会社との間では、投資顧問契約を締結しております。契約期間は、1年毎の更新となっており、委託会社、投資顧問会社双方から期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取扱いについても同様です。

B 委託会社等の概況（本書提出日現在）

資本金の額	4億5,000万円
沿革	平成10年11月9日 会社設立 平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得 平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録 平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得 平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける 平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更 平成22年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社として「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更（予定）

大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国 パリ 75009 ブルヴァーオスマン 1	9,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

A 運用方針

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、わが国の企業が発行するBBB格以上の転換社債を中心に投資し、「債券の安定性」と「株式の成長性」という転換社債等の資産特性を最大限に活用して、投資信託財産の安全性を重視するとともに、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

(注) 転換社債等とは、転換社債、転換社債型新株予約権付社債（定義は、後記の「(5)投資制限

A 信託約款による投資制限 項」をご参照下さい。) およびユーロ円転換社債型新株予約権付社債をいいます。

B 投資態度

(1) 投資対象

主として、オックス・ハイブリッドC B マザーファンド受益証券（以下「親投資信託」といいます。）を投資対象とします。

(2) 投資態度

親投資信託を通して、わが国の企業が発行するBBB格以上の転換社債を中心に投資し、「債券の安定性」と「株式の成長性」という転換社債等の資産特性を最大限に活用して、投資信託財産の安全性を重視するとともに、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

親投資信託受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。

親投資信託の運用に関してはオックス投資顧問株式会社より投資助言を受けます。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、および残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

A 投資の対象とする資産の種類

この投資信託において投資の対象とする資産（本邦通貨建てのものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限ります。）
3. 金銭債権（第1号、次号に掲げるものに該当するものを除きます。）
4. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

B 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を主としてオックス・ハイブリッドC B マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号に定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号に定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融に定めるものを機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号いいます。）

9. 特定目的別会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号に定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に定めるものをいい、外国証券投資信託の受益証券を除きます。）
13. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号に定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）
14. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号に定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
15. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号に定めるもので本邦通貨建のものとし、）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号の証券または証書、第15号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第15号の証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号の証券および第13号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

上記 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。以下同じです。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

上記 項の信託財産に属するとみなした額は、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（3）【運用体制】

運用機構と概要

委託会社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

意思決定プロセス

- (a) 運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。
- (b) 上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。
- (c) ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
- (d) 運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

上記の内容は、平成22年5月末現在の当ファンドの委託会社であるフォルティス・アセットマネジメント株式会社における運用体制です。フォルティス・アセットマネジメント株式会社の証券投資信託委託業に係る業務は、平成22年7月1日付の合併により存続会社であるビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（合併期日付変更の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継致します。

上記「(3) 運用体制」は、今後変更になる場合があります。

BNPパリバグループの概要（本書提出日現在）

BNPパリバグループ

BNPパリバグループは信用格付において世界の上位6銀行の一角を占める金融機関です（スタンダード&プアーズによる）。80を超える国と地域において200,000人以上の従業員を擁し、コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、並びにリテール銀行業務という3つの重要な業務分野において、それぞれ業界のキープレーヤーとしての地位を占めています。ヨーロッパでは全業務を展開しており、なかでもフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルグはリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。BNPパリバは、米国においても強力なプレゼンスを築いており、アジアと新興市場にも重要な拠点を有しています。日本国内においても、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ

BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。2010年4月1日、BNPパリバ インベストメント・パートナーズとフォルティス・インベストメンツは、経営統合いたしました。フォルティス・インベストメンツの運用実績と世界に広がる拠点網が、BNPパリバ インベストメント・パートナーズのフレキシブルなパートナーシップ・モデルとこれまで培われた運用戦略と融合し、相乗効果をもたらすものとなりました。約1200人の各資産クラス向けのサービスに精通した運用担当者が、60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを提供しています。

(4) 【分配方針】

信託財産から生じる利益（以下、「収益」といいます。）は、決算毎に原則として以下の方針に基づいて分配されます。

収益分配方針

年1回決算を行い、決算毎に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- (a) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益等とします。
- (b) 原則として、配当等収益等の中から分配します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- (c) 留保金は、信託約款の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

収益分配の計理

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- (c) 毎決算末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の交付

毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに収益分配金の支払を開始します。支払は、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。受益者が、支払開始日から5年間支払の請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（注）分配金は、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

(5) 【投資制限】

A 信託約款による投資制限

親投資信託への投資割合には制限を設けません。

転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合には制限を設けません。

株式への実質投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権付社債への実質投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（親投資信託を除きます。）への実質投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権付社債への実質投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資は、投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。

シンセティックCB、私募CB（私募MSCBを含みます。）への実質投資は行いません。

外貨建資産への投資は行いません。

B 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

C 同一銘柄の株式等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

D 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時

価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の15を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

E 信用取引の指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託の投資信託財産に属する当該に係る建玉のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うこととします。

F 先物取引等の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。

委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

G スワップ取引の運用指図・目的・範囲

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

H 金利先渡取引の運用指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をする

ことができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間（後記「7 管理および運営の概要（3）信託期間」をご参照下さい。）を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額と親投資信託の信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。前項において親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、親投資信託の信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかる保有金利商品の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

I 有価証券の貸付の指図および範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

J 資金の借り入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当

該有価証券等の売却代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、借り入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

K 法令による投資制限

当ファンドに適用される投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）等関連法令上により、後記に掲げる取引は、制限されます。

デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が 定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

ファンドは値動きのある有価証券や金融商品に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。またファンドは、預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。リスクとは、投資によって資金を失う可能性、期待通りの収益を得られない可能性です。通常、リスクが大きいほど投資収益は大きくなりますが、損失も大きくなります。

A 当ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主たる投資対象である親投資信託が主として転換社債等に投資していますので、組み入れた有価証券の価格の変動や、発行体の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。

主なリスクの分類につきましては、以下の通りです。

信用リスク

- ・ファンドは、組み入れた転換社債等の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。
- ・ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、これによりファンドの基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。

価格変動リスク

ファンドは、わが国の転換社債等を主要投資対象としますので、ファンドの基準価額は、組み入れた転換社債等の価格変動によって大きく変動することがあります。また、組み入れた転換社債等以外の有価証券等の価格変動によっても、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ないために組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意事項>

解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク

解約資金を手当てするために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

システムリスク・市場リスクなどに関する留意点

証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

< 投資信託についての一般的な留意事項 >

市場の急変時等には、信託約款の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。

ファンドの分配金は、信託約款の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

投資信託は預金または金融債ではありません。

投資信託は保険契約ではありません。

投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

投資信託は元本および利息を保証する商品ではありません。

投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口になります。）

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のご投資家様が負うこととなります。

< 法令、税法、会計基準等の変更可能性に係る留意点 >

当ファンドに関連する法令、税法、会計基準等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

B 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、業務部門によって日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施しております。また同時に、コンプライアンス・オフィサーによる法令・諸規則、および運用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングが実施されています。なお、委託会社ではパフォーマンス評価委員会、リスク管理委員会により定期的チェックを行い、更なるリスクの監視に努めています。

パフォーマンス評価委員会

構成メンバー	運用部門、コンプライアンス・オフィサー、営業部門の代表者、業務部門の代表者
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限 / 責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

リスク管理委員会

構成メンバー	業務部門の代表者、コンプライアンス・オフィサー、営業部門の代表者、運用部門の代表者
所管業務	バック・オフィスに係わるリスクの検証
権限 / 責任範囲	バック・オフィスに係わるリスクの提言

上記の内容は、平成22年5月末現在の当ファンドの委託会社であるフォルティス・アセットマネジメント株式会社における投資リスクに対する管理体制です。フォルティス・アセットマネジメント株式会社の証券投資信託委託業に係る業務は、平成22年7月1日付の合併により存続会社であるビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（合併期日付変更の新社名：BNPパリバ インベストメント・

パートナーズ株式会社）に承継致します。

上記の「B 投資リスクに対する管理体制」は、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込時のお申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。

なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料

解約手数料はありません。

信託財産留保額

信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託約款第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3335%（税抜1.27%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬ならびに信託報酬に対する消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6か月終了日ならびに毎計算期末、信託終了時のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分は以下の通りです。

委託会社：年0.7560%（税抜 年0.72%）

販売会社：年0.5250%（税抜 年0.50%）

受託会社：年0.0525%（税抜 年0.05%）

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の間接的な費用も負担します。

信託事務の諸費用	信託財産に関する租税 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（ 1） 運用報告書等の法定書類の作成・印刷費用（ 2） 信託事務の処理に要する諸費用
売買・保管等に要する費用	ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料等 先物・オプション取引に要する費用 その他の金融商品取引に要する費用
資金の借入れ	信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等
その他	受託会社の立て替えた立替金の利息 当該各費用に係る消費税相当額

上記の諸費用は、信託財産の計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁されます。

委託会社は、前記の信託財産の財務諸表の監査に要する費用（ 1）及び法定書類の費用（ 2）及び当該費用にかかる消費税等をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産より受領することが出来ます。ただし、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。

その他の費用については、定時に見直されるものや売買条件等により異なるものがある為、当該費用および合計額（上限額等を含む）及び具体的な金額を表示することが出来ません。

上記ファンドでご負担いただく各当該費用に係る信託報酬、その他の費用の合計額、上限額、計算方法等は、保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時、請求時に初めて具体的な金額を認識する場合がありますため、予め具体的な金額等を記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個別元本方式について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

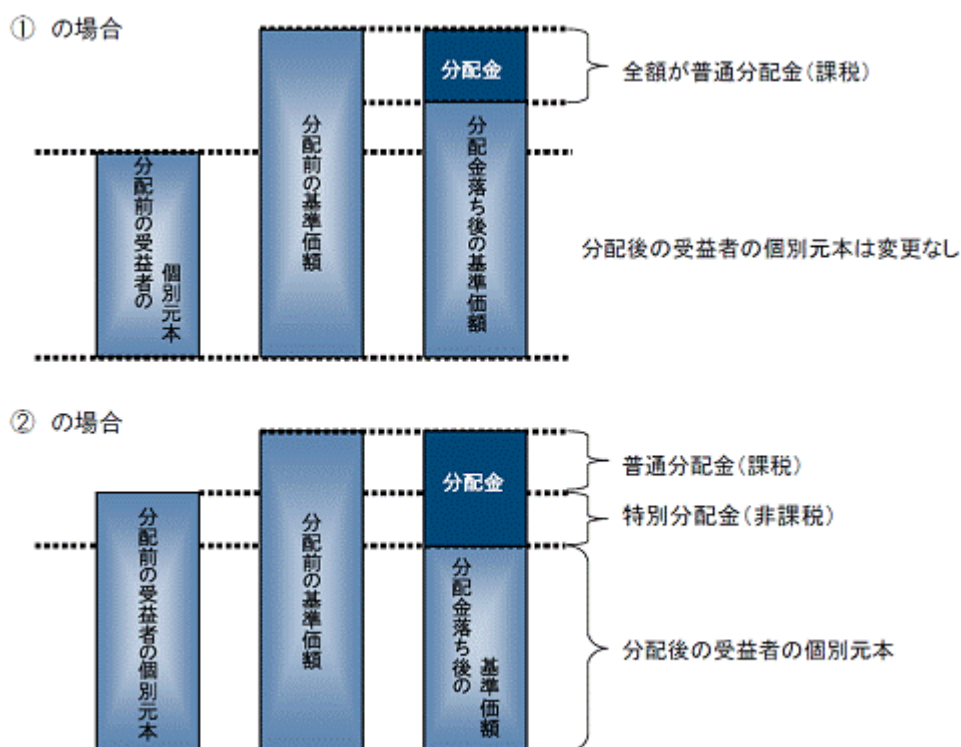
収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 分配金に関するイメージ図 >



個人の受益者に対する課税

A. 個人の受益者に対する課税

	平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金の課税	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。
解約時および償還時の課税	譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。	譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には確定申告不要となります。

< 損益通算について >

解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

B. 法人の受益者に対する課税

	平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金 解約時および償還時	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。

< 益金不算入制度について >

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

マル優制度（少額貯蓄非課税制度）の適用はありません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成22年3月末日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,451,604,499	100.15
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,165,698	0.15
合計（純資産総額）		1,449,438,801	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

A 評価額上位30銘柄

平成22年3月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量（口）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	オークス・ハイブリッドCB マザーファンド	1,535,926,886	0.9206 1,413,974,292	0.9451 1,451,604,499	100.15

B 種類別の投資比率

平成22年3月末日現在

種類	国内/外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	100.15

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年3月末日から平成22年3月末日における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	（平成19年2月20日）	2,140	2,140	10,394	10,394
第2期	（平成20年2月20日）	2,638	2,638	9,573	9,573
第3期	（平成21年2月20日）	1,956	1,956	8,079	8,079
第4期	（平成22年2月22日）	1,445	1,445	8,861	8,861
	平成21年3月末日	1,544	-	8,131	-
	平成21年4月末日	1,538	-	8,294	-
	平成21年5月末日	1,534	-	8,368	-
	平成21年6月末日	1,535	-	8,429	-
	平成21年7月末日	1,545	-	8,567	-
	平成21年8月末日	1,334	-	8,633	-
	平成21年9月末日	1,372	-	8,629	-
	平成21年10月末日	1,381	-	8,601	-
	平成21年11月末日	1,336	-	8,548	-
	平成21年12月末日	1,393	-	8,781	-
	平成22年1月末日	1,460	-	8,886	-
	平成22年2月末日	1,438	-	8,815	-
	平成22年3月末日	1,449	-	9,081	-

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期末	-
第2期計算期末	-
第3期計算期末	-
第4期計算期末	-

【収益率の推移】

		収益率（%）
第1期	（平成19年2月20日）	3.9
第2期	（平成20年2月20日）	7.9
第3期	（平成21年2月20日）	15.6
第4期	（平成22年2月22日）	9.7

（注）各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

（参考情報：オックス・ハイブリッドCBマザーファンドの投資状況・投資資産）

(1) 投資状況

平成22年3月末日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
-------	------	---------	---------

社債券	日本	3,912,014,850	93.72
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		262,147,186	6.28
合計（純資産総額）		4,174,162,036	100.00

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

（2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

A 評価額上位30銘柄

平成22年3月末日現在

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	額面 (千 円)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率/ 償還日	投資 比率 (%)
1	日本	社債券	(株)日立製作所130%コールオプション条 項付無担保第8回転換社債型新株予約権付 社債（転換社債型新株予約権付社債間限定 同順位特約付）	480,000	116.00 556,800,000	125.250 601,200,000	0.10 2014/12/12	14.40
2	日本	社債券	シリーズ2ユーロ円建2013年満期担保付償 還条項付他社株交換社債（責任財産限定特 約付）（対象株式：富士写真フイルム普通 株式）	400,000	98.58 394,348,000	99.493 397,972,000	0.20 2013/04/04	9.53
3	日本	社債券	川崎重工業(株)第9回無担保転換社債（転換社 債間限定同順位特約付）	270,000	99.75 269,325,000	100.250 270,675,000	2.00 2011/09/30	6.48
4	日本	社債券	アサヒビール(株)2028年満期ユーロ円建転換 社債型新株予約権付社債	250,000	107.48 268,717,500	107.106 267,765,000	0.00 2028/05/26	6.41
5	日本	社債券	(株)ディスコ2014年満期ユーロ円建転換社債 型新株予約権付社債	200,000	115.58 231,170,000	121.312 242,624,000	0.00 2014/12/16	5.81
6	日本	社債券	(株)京都銀行120%コールオプション条項付第 2回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣 後特約付）	200,000	100.50 201,000,000	103.000 206,000,000	0.00 2014/03/31	4.94
7	日本	社債券	コスモ石油(株)第4回無担保転換社債型新株予 約権付社債（転換社債型新株予約権付社債 間限定同順位特約付）	200,000	99.25 198,500,000	99.450 198,900,000	0.00 2010/09/30	4.77
8	日本	社債券	(株)野村総合研究所第1回無担保転換社債型新 株予約権付社債（転換社債型新株予約権付 社債間限定同順位特約付）	150,000	95.60 143,400,000	95.800 143,700,000	0.00 2014/03/31	3.44
9	日本	社債券	(株)スクウェア・エニックス・ホールディン グス2015年満期ユーロ円建転換社債型新株 予約権付社債	120,000	102.82 123,384,000	111.114 133,336,800	0.00 2015/02/04	3.19
10	日本	社債券	スズキ(株)130%コールオプション条項付第4 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転 換社債型新株予約権付社債間限定同順位特 約付）	100,000	102.60 102,600,000	102.500 102,500,000	0.00 2013/03/29	2.46

11	日本	社債券	日本郵船(株)2026年満期ユーロ円建転換社債 型新株予約権付社債	100,000	98.58 98,581,000	99.643 99,643,000	0.00 2026/09/24	2.39
12	日本	社債券	日立金属(株)2016年満期ユーロ円建転換社債 型新株予約権付社債	100,000	99.37 99,378,000	99.627 99,627,000	0.00 2016/09/13	2.39
13	日本	社債券	㈱リコー2011年満期ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債	100,000	99.51 99,516,000	99.590 99,590,000	0.00 2011/12/07	2.39
14	日本	社債券	旭硝子(株)2014年満期ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債	85,000	111.11 94,445,200	116.986 99,438,100	0.00 2014/11/14	2.38
15	日本	社債券	東レ(株)2014年満期ユーロ円建転換社債型新 株予約権付社債	100,000	96.11 96,118,000	97.156 97,156,000	0.00 2014/03/12	2.33
16	日本	社債券	シャープ(株)第20回無担保転換社債型新株予 約権付社債（転換社債型新株予約権付社債 間限定同順位特約付）	100,000	96.60 96,600,000	97.000 97,000,000	0.00 2013/09/30	2.32
17	日本	社債券	旭硝子(株)2012年満期ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債	85,000	109.45 93,037,600	113.815 96,742,750	0.00 2012/11/14	2.32
18	日本	社債券	川崎重工業(株)2011年満期ユーロ円建転換社 債型新株予約権付社債	80,000	113.82 91,058,400	120.656 96,524,800	0.00 2011/09/30	2.31
19	日本	社債券	東武鉄道(株)2016年満期ユーロ円建転換社債 型新株予約権付社債	100,000	92.76 92,768,000	95.137 95,137,000	0.00 2016/03/31	2.28
20	日本	社債券	㈱ヤマダ電機2015年満期ユーロ円建転換社 債型新株予約権付社債	100,000	91.15 91,150,000	94.237 94,237,000	0.00 2015/03/31	2.26
21	日本	社債券	コクヨ(株)2024年満期ユーロ円建転換制限条 項付転換社債型新株予約権付社債	70,000	98.26 68,783,400	98.975 69,282,500	0.00 2024/08/19	1.66
22	日本	社債券	日立金属(株)2019年満期ユーロ円建転換社債 型新株予約権付社債	70,000	97.79 68,453,700	98.004 68,602,800	0.00 2019/09/13	1.64
23	日本	社債券	イオン(株)第7回無担保転換社債型新株予約権 付社債（転換社債型新株予約権付社債間限 定同順位特約付）	50,000	113.05 56,525,000	124.000 62,000,000	0.30 2013/11/22	1.49
24	日本	社債券	㈱丸井グループ第9回無担保転換社債（国内 転換社債間限定同順位特約付）	50,000	99.50 49,750,000	99.700 49,850,000	1.15 2012/01/31	1.19
25	日本	社債券	太陽誘電(株)2014年満期ユーロ円建転換社債 型新株予約権付社債	50,000	97.11 48,559,500	98.362 49,181,000	0.00 2014/04/28	1.18
26	日本	社債券	日本ハム(株)第5回無担保転換社債型新株予約 権付社債（転換社債型新株予約権付社債間 限定同順位特約付）	30,000	102.50 30,750,000	108.000 32,400,000	0.00 2014/03/03	0.78
27	日本	社債券	三洋化成工業(株)130%コールオプション条項 付第4回無担保転換社債型新株予約権付社 債（転換社債型新株予約権付社債間限定同 順位特約付）	30,000	98.70 29,610,000	98.650 29,595,000	0.00 2011/03/31	0.71
28	日本	社債券	㈱高島屋2014年満期ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債	10,000	109.34 10,934,900	113.351 11,335,100	0.00 2014/11/14	0.27

B 種類別の投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
社債券	国内	93.72
	合計	93.72

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他の投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

原則として、当日の午後3時までに受け付けた申込み（当該申込みの受付に係る販売会社の事務手続が完了したものを）を当日の受付とします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。

受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額です。

お申込単位は1円以上1円単位または1口以上1口単位です。

基準価額の詳細は、委託会社または販売会社にてお尋ね下さい。

また、基準価額は翌日の日本経済新聞に掲載されます。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金（解約）手続等

受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

原則として、当日の午後3時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社の事務手続が完了したものを）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。

解約代金は原則として、お申込日から起算して5営業日目から支払します。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産の評価

A 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株式、上場投資信託：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

公社債等：原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

(a) 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)

(b) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額

(c) 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

B 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。

す。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。

（掲載名「Sオクス転社」）

《委託会社へのお問合わせ先》
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
ホームページ：<http://am.japan.bnpparibas.com/>

（2）保管

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）信託期間

無期限です。信託契約締結日から信託約款第44条第7項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および約款第52条第2項の規定による解約の日までとします。

（4）計算期間

当ファンドの計算期間は毎年2月21日から翌年2月20日までとします。また、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（5）受益者の権利等

受益者は、主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び換金（解約）請求権を有しています。

（6）その他

（ ）ファンドの償還条件

- A 信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- B 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ ）償還金について

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。受益者が、支払開始日から10年間その支払いを請求をしないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（ ）信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

() 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超るときは、上記 項の信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

() 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

() 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

() 運用報告書

委託会社は、年1回の決算時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を經由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資家に対して開示されることがあります。

第2【財務ハイライト情報】

以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

当ファンドの財務諸表の監査及び財務諸表については、あらた監査法人により監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

【財務諸表】

【オックス転換社債ファンド（ダイワSMA専用）】

1【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (平成21年2月20日現在)	第4期 (平成22年2月22日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,956,274,784	1,462,454,415
未収入金	15,177,242	-
流動資産合計	1,971,452,026	1,462,454,415
資産合計	1,971,452,026	1,462,454,415
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	5,330,234
未払受託者報酬	544,997	371,462
未払委託者報酬	13,297,814	9,063,573
その他未払費用	1,334,431	2,011,290
流動負債合計	15,177,242	16,776,559
負債合計	15,177,242	16,776,559
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 2,421,428,954	1, 2 1,631,561,156
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3 465,154,170	3 185,883,300
（分配準備積立金）	33,339,224	18,819,753
元本等合計	1,956,274,784	1,445,677,856
純資産合計	1,956,274,784	1,445,677,856
負債純資産合計	1,971,452,026	1,462,454,415

2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期	第4期
	自平成20年2月21日 至平成21年2月20日	自平成21年2月21日 至平成22年2月22日
営業収益		
受取利息	1,235	100
有価証券売買等損益	351,881,672	159,053,129
営業収益合計	351,880,437	159,053,229
営業費用		
受託者報酬	1,175,204	778,562
委託者報酬	28,674,820	18,996,642
その他費用	2,594,720	2,011,290
営業費用合計	32,444,744	21,786,494
営業利益又は営業損失()	384,325,181	137,266,735
経常利益又は経常損失()	384,325,181	137,266,735
当期純利益又は当期純損失()	384,325,181	137,266,735
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	51,164,475	24,242,888
期首剰余金又は期首欠損金()	117,724,448	465,154,170
剰余金増加額又は欠損金減少額	29,587,956	205,644,787
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	29,587,956	205,644,787
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	43,856,972	39,397,764
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	43,856,972	39,397,764
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金()	465,154,170	185,883,300

[次へ](#)

3 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第3期 自 平成20年2月21日 至 平成21年2月20日	第4期 自 平成21年2月21日 至 平成22年2月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 計算期間末日の取扱い	親投資信託受益証券 同左 計算期間末日の取扱い 平成22年2月20日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を平成22年2月22日としております。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

A 名義書換

該当事項はありません。

B 受益者等名簿

作成しません。

C 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

D 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益権の譲渡制限は設けておりません。

E 受益者集会等

該当するものは存在しません。

F 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

G 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

H 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法の定めるところに従い、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

I 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

J 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

ファンドの有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は下記のとおりです。

第1 ファンドの沿革**第2 手続等**

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価、(2) 保管、(3) 信託期間、(4) 計算期間、(5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(1) 貸借対照表、(2) 損益及び剰余金計算書、(3) 注記表、(4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年 9月22日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成18年11月10日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成22年 7月 1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（承継後の新社名:BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継（予定）

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

原則として、当日の午後3時までに受け付けた申込み（当該申込みの受付に係る販売会社の事務手続が完了したものを）を当日の受付とします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額です。お申込単位は1円以上1円単位または1口以上1口単位です。

基準価額の詳細は、委託会社または販売会社にてお尋ね下さい。
また、基準価額は翌日の日本経済新聞に掲載されます。

（注）取得申込者は販売会社に、取得申し込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

原則として、当日の午後3時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社の事務手続が完了したものを）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。

解約代金は原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目から支払します。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

A 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団 法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株式、上場投資信託:原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

公社債等:原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

(a) 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)

(b) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額

(c) 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

B 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。

(掲載名「Sオクス転社」)

<p>《委託会社へのお問合わせ先》 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 電話番号：0120-996-222 受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時 ホームページ：http://am.japan.bnpparibas.com/</p>
--

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限です。信託契約締結日から信託約款第44条第7項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による解約の日までとします。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は毎年2月21日から翌年2月20日までとします。また、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

() ファンドの償還条件

A 委託会社は、信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることによりこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記 項の信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません

上記 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- B 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約または信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させ、または信託約款を変更します。
委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記()約款の変更にしたがいます。
- C 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。前述の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後記()Dに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
- D 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記()の規定にしたがい新受託会社を選任します。委託会社が新受託者を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- E 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

() 償還金について

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。受益者が、支払開始日から10年間その支払いを請求をしないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

() 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

() 信託約款の変更

- A 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- B 委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- C 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- D 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、Aの信託約款の変更をしません。

- E 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- F 反対者の買取請求権
信託約款第48条に規定する信託契約の解約または信託約款第53条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、信託約款第48条第3項または第53条第3項の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- G 関係法人との契約更改
委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヶ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。
- H 信託事務の委託
受託会社はファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

() 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

() 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託者との協議により定めます。

() 運用報告書

委託会社は、年1回および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を經由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資家に対して開示されることがあります。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

A 分配金、償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(注) ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

B 受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

C 受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

D 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

E 当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

F 委託会社の免責

上記の収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、委託会社は販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後、販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

G 投資信託約款の重大な内容の変更、信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「(5)その他()ファンドの償還条件」に規定する信託の解約または「()信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。ただし、信託の解約の場合において、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申立てることのできる期間が1ヶ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、適用しません。

H 異議申立てを行った受益者の買取請求権

前記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。上記の買取請求の内容および手続きに関する事項は、前記「(5)その他()ファンドの償還条件」または「()信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

I 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第3期計算期間（平成20年2月21日から平成21年2月20日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第4期計算期間（平成21年2月21日から平成22年2月22日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。但し、第4期計算期間については「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成20年2月21日から平成21年2月20日まで）及び、第4期計算期間（平成21年2月21日から平成22年2月22日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【オックス転換社債ファンド（ダイワSMA専用）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (平成21年2月20日現在)	第4期 (平成22年2月22日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,956,274,784	1,462,454,415
未収入金	15,177,242	-
流動資産合計	1,971,452,026	1,462,454,415
資産合計		
	1,971,452,026	1,462,454,415
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	5,330,234
未払受託者報酬	544,997	371,462
未払委託者報酬	13,297,814	9,063,573
その他未払費用	1,334,431	2,011,290
流動負債合計	15,177,242	16,776,559
負債合計		
	15,177,242	16,776,559
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 2,421,428,954	1, 2 1,631,561,156
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3 465,154,170	3 185,883,300
(分配準備積立金)	33,339,224	18,819,753
元本等合計	1,956,274,784	1,445,677,856
純資産合計		
	1,956,274,784	1,445,677,856
負債純資産合計		
	1,971,452,026	1,462,454,415

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第3期	第4期
	自平成20年2月21日 至平成21年2月20日	自平成21年2月21日 至平成22年2月22日
営業収益		
受取利息	1,235	100
有価証券売買等損益	351,881,672	159,053,129
営業収益合計	351,880,437	159,053,229
営業費用		
受託者報酬	1,175,204	778,562
委託者報酬	28,674,820	18,996,642
その他費用	2,594,720	2,011,290
営業費用合計	32,444,744	21,786,494
営業利益又は営業損失()	384,325,181	137,266,735
経常利益又は経常損失()	384,325,181	137,266,735
当期純利益又は当期純損失()	384,325,181	137,266,735
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	51,164,475	24,242,888
期首剰余金又は期首欠損金()	117,724,448	465,154,170
剰余金増加額又は欠損金減少額	29,587,956	205,644,787
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	29,587,956	205,644,787
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	43,856,972	39,397,764
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	43,856,972	39,397,764
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金()	465,154,170	185,883,300

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第3期	第4期
	自 平成20年 2月21日 至 平成21年 2月20日	自 平成21年 2月21日 至 平成22年 2月22日
1.有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価して おります。時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づいて評価し ております。	親投資信託受益証券 同左
2.その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	計算期間末日の取扱い	計算期間末日の取扱い 平成22年2月20日及びその翌日が休日 のため、当計算期間末日を平成22年2月 22日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3期	第4期
	(平成21年 2月20日現在)	(平成22年 2月22日現在)
1 期首元本額	2,756,124,003 円	2,421,428,954 円
期中追加設定元本額	298,949,636 円	284,497,709 円
期中解約元本額	633,644,685 円	1,074,365,507 円
2 計算期間末日における受益権の総数	2,421,428,954 口	1,631,561,156 口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、そ の差額は、465,154,170円であ ります。	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、その 差額は、185,883,300円であ ります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期	第4期
自 平成20年 2月21日 至 平成21年 2月20日	自 平成21年 2月21日 至 平成22年 2月22日
1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配 後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約 に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益 から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (48,970,814円)及び分配準備積立金(33,339,224 円)より分配対象収益は82,310,038円(1万口当 たり339.91円)であります。分配を行っておりませ ん。	1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配 後の配当等収益から費用を控除した額(97円)、解 約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損 益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (36,639,920円)及び分配準備積立金(18,819,656 円)より分配対象収益は55,459,673円(1万口当 たり339.90円)であります。分配を行っておりませ ん。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第3期 (平成21年2月20日現在)		第4期 (平成22年2月22日現在)	
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託 受益証券	1,956,274,784 円	301,892,798 円	1,462,454,415 円	132,777,137 円
合計	1,956,274,784 円	301,892,798 円	1,462,454,415 円	132,777,137 円

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

第3期(平成21年2月20日現在)

該当事項はありません。

第4期(平成22年2月22日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期(自平成20年2月21日至平成21年2月20日)

該当事項はありません。

第4期(自平成21年2月21日至平成22年2月22日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第3期 (平成21年2月20日現在)		第4期 (平成22年2月22日現在)	
1口当たり純資産額	0.8079 円	1口当たり純資産額	0.8861 円
(1万口当たり純資産額)	8,079 円)	(1万口当たり純資産額)	8,861 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄名	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託受 益証券	オックス・ハイブリッドCB マザーファンド	1,588,243,284 円	0.9208 円	1,462,454,415 円
合計		1,588,243,284 円		1,462,454,415 円

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「オックス・ハイブリッドCBマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「オックス・ハイブリッドCBマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成21年2月20日現在)	(平成22年2月22日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		391,387,938	533,240,678
社債券		4,075,318,700	3,797,713,200
未収利息		729,620	881,185
前払費用		-	430,434
流動資産合計		4,467,436,258	4,332,265,497
資産合計		4,467,436,258	4,332,265,497
負債の部			
流動負債			
未払解約金		27,466,315	-
未払金		-	118,000,000
流動負債合計		27,466,315	118,000,000
負債合計		27,466,315	118,000,000
純資産の部			
元本等			
元本	1, 4	5,365,500,609	4,576,641,825
剰余金			
剰余金又は欠損金()	3	925,530,666	362,376,328
元本等合計		4,439,969,943	4,214,265,497
純資産合計		4,439,969,943	4,214,265,497
負債純資産合計		4,467,436,258	4,332,265,497

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成20年 2月21日 至 平成21年 2月20日	自 平成21年 2月21日 至 平成22年 2月22日
有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所等の発表する基準値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年 2月20日現在)	(平成22年 2月22日現在)
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	6,630,160,072 円	5,365,500,609 円
同期中における追加設定元本額	258,503,591 円	258,434,345 円
同期中における解約元本額	1,523,163,054 円	1,047,293,129 円
2 同期末における元本の内訳		
オークス転換社債ファンド（ダイワSMA専用）	2,364,078,289 円	1,588,243,284 円
オークス・ハイブリッドCBファンド（適格機関投資家転売制限付）	3,001,422,320 円	2,988,398,541 円
計	5,365,500,609 円	4,576,641,825 円
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、925,530,666円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、362,376,328円であります。
4 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	5,365,500,609 □	4,576,641,825 □

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成21年 2月20日現在)		(平成22年 2月22日現在)	
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	4,075,318,700 円	621,830,300 円	3,797,713,200 円	281,734,900 円
合計	4,075,318,700 円	621,830,300 円	3,797,713,200 円	281,734,900 円

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

(平成21年 2月20日現在)

該当事項はありません。

（平成22年2月22日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成20年2月21日 至 平成21年2月20日）

該当事項はありません。

（自平成21年2月21日 至 平成22年2月22日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

（平成21年2月20日現在）		（平成22年2月22日現在）	
1口当たり純資産額	0.8275 円	1口当たり純資産額	0.9208 円
（1万口当たり純資産額	8,275 円）	（1万口当たり純資産額	9,208 円）

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄名	券面総額（円）	評価額（円）	備考
社債券	川崎重工業(株)第9回無担保転換社債（転換社債間限定同順位特約付） 20110930	270,000,000	269,325,000	
	(株)京都銀行120%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付） 20140331	200,000,000	201,000,000	
	コスモ石油(株)第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付） 20100930	200,000,000	198,500,000	
	三洋化成工業(株)130%コールオプション条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付） 20110331	30,000,000	29,610,000	
	シャープ(株)第20回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付） 20130930	100,000,000	96,600,000	
	イオン(株)第7回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付） 20131122	50,000,000	56,525,000	
	スズキ(株)130%コールオプション条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付） 20130329	100,000,000	102,600,000	
	(株)野村総合研究所第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付） 20140331	150,000,000	143,400,000	

(株)日立製作所 130%コールオプション条項付無担保第8回転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付） 20141212	500,000,000	580,000,000	
(株)丸井グループ第9回無担保転換社債（国内転換社債間限定同順位特約付） 20120131	50,000,000	49,750,000	
コクヨ(株)2024年満期ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債 20240819	70,000,000	68,783,400	
川崎重工業(株)2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 20110930	80,000,000	91,058,400	
シリーズ2ユーロ円建2013年満期担保付償還条項付他社株交換社債（責任財産限定特約付）（対象株式：富士写真フイルム普通株式） 20130404	400,000,000	394,348,000	
東武鉄道(株)2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 20160331	100,000,000	92,768,000	
日本郵船(株)2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 20260924	100,000,000	98,581,000	
(株)リコー2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 20111207	100,000,000	99,516,000	
東レ(株)2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 20140312	100,000,000	96,118,000	
太陽誘電(株)2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 20140428	50,000,000	48,559,500	
日立金属(株)2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 20160913	100,000,000	99,378,000	
日立金属(株)2019年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 20190913	70,000,000	68,453,700	
(株)ヤマダ電機2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 20150331	100,000,000	91,150,000	
アサヒビール(株)2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 20280526	250,000,000	268,717,500	
(株)高島屋2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 20141114	10,000,000	10,934,900	
(株)スクウェア・エニックス・ホールディングス2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 20150204	120,000,000	123,384,000	
旭硝子(株)2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 20121114	85,000,000	93,037,600	
旭硝子(株)2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 20141114	85,000,000	94,445,200	
(株)ディスコ2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 20141216	200,000,000	231,170,000	
合計	3,670,000,000	3,797,713,200	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年3月末日

資産総額	1,451,604,499	円
負債総額	2,165,698	円
純資産総額 (-)	1,449,438,801	円
発行済数量	1,596,082,671	口
1口当たり純資産額 (/)	0.9081	円
(1万口当たりの純資産額	9,081	円)

第5【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日(平成18年11月10日)から第4期末(平成22年2月22日)までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	2,059,647,366	-
第2期	2,370,823,317	1,674,346,680
第3期	298,949,636	633,644,685
第4期	284,497,709	1,074,365,507

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

A 資本金の額（本書提出日現在）

資本金	4億5,000万円
発行株式総数	50,000株
発行済株式総数	9,000株
株式	記名式・額面100,000円
平成12年 5月10日に7,000万円の増資	
平成12年12月26日に1億2,000万円の増資	
平成13年 9月26日に3,000万円の増資	
平成13年11月30日に1億7,500万円の増資	
平成14年 9月27日に1億5,000万円の増資	
平成17年 3月30日に8億500万円の減資	
平成17年 3月30日に3億1,000万円の増資	
平成21年 6月30日に4億5,000万円の増資	
平成22年 2月 5日に4億5,000万円の減資	

B 委託会社等の機構

(1) 3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとしないうちもしくは議長とならうとしない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役および監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用体制

運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

意思決定プロセス

- 運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。
- 上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。
- ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
- 運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

上記の内容は、平成22年5月末現在の当ファンドの委託会社であるフォルティス・アセットマネジメント株式会社における運用体制です。フォルティス・アセットマネジメント株式会社の証券投資信託委託業に係る業務は、平成22年7月1日付の合併により存続会社であるビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネ

ジメント株式会社(合併期日付変更の新社名:BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社)
に承継致します。

上記「(2)運用体制」は今後変更になる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

<ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社>平成22年4月末現在

委託会社が運用するファンドは56ファンド(追加型株式投資信託19本、単位型株式投資信託7本、単位型公社債投資信託30本)であり、純資産総額の合計額は2,367億円です。ただし、ファンド数、純資産総額の合計額とともに親投資信託を除きます。

<ご参考:フォルティス・アセットマネジメント株式会社>平成22年4月末現在

委託会社が運用するファンドは88ファンド(追加型株式投資信託63本、単位型株式投資信託25本)であり、純資産総額の合計額は3,648億円です。ただし、ファンド数、純資産総額の合計額とともに親投資信託を除きます。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を四捨五入して記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。また、第12期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期 別		第10期 (平成20年3月31日現在)		第11期 (平成21年3月31日現在)	
資 産 の 部					
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	*2		269,742		142,714
前払費用			6,515		19,706
未収委託者報酬			858,329		365,880
未収投資顧問料			357,680		-
未収運用受託報酬			-		94,114
未収投資助言報酬			-		61,005
未収収益			37,412		16,411
未収入金			1,673		29,222
未収還付法人税等			-		45,879
繰延税金資産			49,775		-
流動資産計			1,581,130		774,935
固定資産					
有形固定資産			104,229		105,913
建物	*1	100,859		102,111	
器具備品	*1	3,370		3,801	
無形固定資産			2,623		2,824
ソフトウェア		1,499		1,699	
その他		1,124		1,124	
投資その他の資産			180,715		157,915
長期差入保証金		174,515		151,715	
投資有価証券		6,000		6,000	
その他		200		200	
固定資産計			287,568		266,653
資産合計			1,868,699		1,041,588

期 別		第10期 (平成20年3月31日現在)		第11期 (平成21年3月31日現在)	
負債の部					
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			26,579		16,396
未払金			802,258		353,734
未払手数料		702,198		171,818	
未払委託調査費		-		152,884	
その他未払金		100,059		29,032	
未払費用			56,193		53,856
賞与引当金			49,780		43,709
役員賞与引当金			6,252		7,631
未払法人税等			63,070		-
前受収益			2,268		-
流動負債計			1,006,403		475,328
固定負債					
退職給付引当金			254,489		304,191
役員退職慰労引当金			38,875		43,790
固定負債計			293,365		347,981
負債合計			1,299,768		823,310
純資産の部					
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
株主資本		千円	千円	千円	千円
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			37,200		37,200
資本準備金		37,000		37,000	
その他資本剰余金		200		200	
利益剰余金			81,729		268,923
利益準備金		75,500		75,500	
その他利益剰余金		6,229		344,423	
繰越利益剰余金					
株主資本合計			568,930		218,277
純資産合計			568,930		218,277
負債・純資産合計			1,868,699		1,041,588

(2) 【損益計算書】

期別		第10期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日		第11期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日		
		科目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳
			千円	千円	千円	千円
営業収益						
委託者報酬				3,459,393		2,912,661
投資顧問料				509,625		-
運用受託報酬				-		189,624
投資助言報酬				-		210,935
その他営業収益				93,783		69,521
営業収益計				4,062,803		3,382,743
営業費用						
支払手数料				2,213,023		1,342,714
広告宣伝費				36,025		34,680
調査研究費				62,194		62,550
委託調査費				-		630,546
委託計算費				122,754		108,158
営業雑経費				94,503		88,521
印刷費			90,560		85,007	
協会費			3,942		3,514	
営業費用計				2,528,500		2,267,170
一般管理費						
給料				792,823		821,408
役員報酬			86,495		81,717	
給料・手当			540,700		608,765	
賞与			165,627		130,925	
業務委託費				121,598		125,807
交際費				7,745		2,879
旅費交通費				41,207		34,404
事業税				5,745		4,414
租税公課				578		1,840
不動産賃借料				157,806		208,180
賞与引当金繰入額				49,780		43,709
役員賞与引当金繰入額				6,252		7,631
退職金				141		410
退職給付費用				97,546		71,250
役員退職慰労引当金繰入額				6,998		4,915
固定資産減価償却費				30,338		10,516
諸経費				128,211		83,308
一般管理費計				1,446,774		1,420,675
営業利益又は営業損失（ ）				87,528		305,103
営業外収益						
受取利息	*1		3,016		1,582	
受取違約金			-		3,256	
雑益			931		1,130	
営業外収益計				3,948		5,969
経常利益又は経常損失（ ）				91,476		299,133
特別損失						
有形固定資産除却損			115		-	
投資有価証券評価損			-		-	
特別損失計				115		-
税引前当期純利益 又は税引前当期純損失（ ）				91,361		299,133
法人税、住民税及び事業税			95,349		1,744	
過年度分法人税、住民税及び事業税			14,436		-	
法人税等調整額			20,612	89,174	49,775	51,519
当期純利益又は当期純損失（ ）				2,187		350,652

(3) 【株主資本等変動計算書】

第10期
自 平成19年4月 1日
至 平成20年3月31日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	-
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当期変動額	-
	当期末残高	37,000
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当期変動額	-
	当期末残高	200
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当期変動額	-
	当期末残高	37,200
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	-
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	77,842
	当期変動額	剰余金の配当 73,800 当期純利益 2,187
	当期末残高	6,229
	繰越利益剰余金	
利益剰余金合計	前期末残高	153,342
	当期変動額	71,613
	当期末残高	81,729
株主資本合計	前期末残高	640,543
	当期変動額	71,613
	当期末残高	568,930
純資産合計	前期末残高	640,543
	当期変動額	71,613
	当期末残高	568,930

重要な会計方針

期別 項目	第10期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	第11期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他の有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用して おります。	その他の有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度よ り、平成19年4月1日以降に取得した有形 固定資産について、改正後の法人税法に 基づく減価償却の方法に変更してありま す。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引 前当期純利益に与える影響は軽微です。 (追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日 以前に取得した資産については、改正前 の法人税法に基づく減価償却の方法の適 用により取得価額の5%に到達した事業年 度の翌事業年度より、取得価額の5%相当 額と備忘価額との差額を5年間にわたり 均等償却し、減価償却費に含めて計上し ております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引 前当期純利益に与える影響は軽微です。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）につい ては、社内における見込み利用可能期間 （5年）による定額法を採用してありま す。	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 - - (2) 無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給 見込み額のうち当事業年度に負担すべき 額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見 込み額のうち当事業年度に負担すべき額 を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当社 退職金規定に基づく自己都合退職金要支 給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規 に基づく期末要支給額を計上してありま す。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
4. その他財務諸表作成のた めの重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式に よっております。	消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
-	<p>（リース取引に関する会計基準等） 当事業年度より平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 この変更に伴う損益に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
-	<p>（貸借対照表） 前事業年度に流動資産に表示しておりました「未収投資顧問料」は、当事業年度より、投資一任契約に係る報酬である「未収運用受託報酬」及び投資顧問（助言）契約に係る報酬である「未収投資助言報酬」に分けて表示しております。 なお、前事業年度の「未収運用受託報酬」は88,882千円、「未収投資助言報酬」は268,797千円であります。 前事業年度に流動負債の「未払手数料」に含めて表示しておりました「未払委託調査費」は、重要性が増したため当事業年度より区分掲記しております。 なお、前事業年度の「未払委託調査費」は300,515千円であります。</p> <p>（損益計算書） 前事業年度まで営業収益に表示しておりました「投資顧問料」は、当事業年度より、投資一任契約に係る報酬である「運用受託報酬」及び投資顧問（助言）契約に係る報酬である「投資助言報酬」に分けて表示しております。 なお、前事業年度の「運用受託報酬」は270,544千円、「投資助言報酬」は239,080千円であります。</p> <p>前事業年度において営業費用の「支払手数料」に含めて表示しておりました「委託調査費」については、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。 なお、前事業年度の「委託調査費」は704,328千円、であります。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第10期 （平成20年3月31日現在）		第11期 （平成21年3月31日現在）	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。		*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	
建物	3,389千円	建物	12,189千円
器具備品	6,018千円	器具備品	7,234千円
*2 関係会社項目		*2 関係会社項目	
預金	219,378千円	預金	62,244千円

（損益計算書関係）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	
*1 関係会社取引項目		*1 関係会社取引項目	
受取利息	2,779千円	受取利息	1,400千円

（株主資本等変動計算書関係）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	-	-	4,500	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当り 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月29日 株主総会	普通株式	73,800	16,400	平成19年3月31日	平成19年6月29日
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
-					

第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	-	-	4,500	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当り 配当額（円）	基準日	効力発生日
-	-	-	-	-	-
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
-					

（リース取引関係）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
リース取引は重要性が低いため、注記を省略していません。	同 左

（有価証券関係）

第10期 (平成20年3月31日現在)	第11期 (平成21年3月31日現在)
(1) 時価のある有価証券 該当事項はありません。	(1) 時価のある有価証券 該当事項はありません。
(2) 時価評価されていない有価証券 その他有価証券 非上場株式 6,000千円	(2) 時価評価されていない有価証券 その他有価証券 非上場株式 6,000千円

（デリバティブ取引関係）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同 左
2. 退職給付債務	2. 退職給付債務
(1)退職給付債務 254,489千円	(1)退職給付債務 304,191千円
(2)退職給付引当金 254,489千円	(2)退職給付引当金 304,191千円
3. 退職給付費用	3. 退職給付費用
勤務費用 97,546千円	勤務費用 71,250千円

（税効果会計関係）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日																																																														
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr> <tr><td>退職給付引当金超過額</td><td style="text-align: right;">103,551</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">22,800</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金超過額</td><td style="text-align: right;">15,818</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">7,046</td></tr> <tr><td>事業税</td><td style="text-align: right;">5,419</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3,681</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">158,318</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">108,542</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">49,775</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">49,775</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>（調整）</td><td></td></tr> <tr><td>永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">21.45%</td></tr> <tr><td>一時差異のうち繰延税金資産の対象から除いた項目</td><td style="text-align: right;">26.32%</td></tr> <tr><td>過年度分法人税、住民税及び事業税</td><td style="text-align: right;">8.45%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.71%</td></tr> <tr><td>税効果適用後の法人税等負担率</td><td style="text-align: right;">97.61%</td></tr> </table>	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	103,551	賞与引当金	22,800	役員退職慰労引当金超過額	15,818	未払費用	7,046	事業税	5,419	その他	3,681	繰延税金資産小計	158,318	評価性引当金	108,542	繰延税金資産合計	49,775	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	49,775	法定実効税率	40.69%	（調整）		永久に損金に算入されない項目	21.45%	一時差異のうち繰延税金資産の対象から除いた項目	26.32%	過年度分法人税、住民税及び事業税	8.45%	その他	0.71%	税効果適用後の法人税等負担率	97.61%	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr> <tr><td>退職給付引当金超過額</td><td style="text-align: right;">123,775</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">17,785</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金超過額</td><td style="text-align: right;">17,818</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">3,575</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1,368</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">96,278</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">260,602</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">260,602</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失を計上したため、差異の原因についての記載を省略しております。</p>	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	123,775	賞与引当金	17,785	役員退職慰労引当金超過額	17,818	未払費用	3,575	その他	1,368	繰越欠損金	96,278	繰延税金資産小計	260,602	評価性引当金	260,602	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	-
繰延税金資産																																																															
退職給付引当金超過額	103,551																																																														
賞与引当金	22,800																																																														
役員退職慰労引当金超過額	15,818																																																														
未払費用	7,046																																																														
事業税	5,419																																																														
その他	3,681																																																														
繰延税金資産小計	158,318																																																														
評価性引当金	108,542																																																														
繰延税金資産合計	49,775																																																														
繰延税金負債	-																																																														
繰延税金資産の純額	49,775																																																														
法定実効税率	40.69%																																																														
（調整）																																																															
永久に損金に算入されない項目	21.45%																																																														
一時差異のうち繰延税金資産の対象から除いた項目	26.32%																																																														
過年度分法人税、住民税及び事業税	8.45%																																																														
その他	0.71%																																																														
税効果適用後の法人税等負担率	97.61%																																																														
繰延税金資産																																																															
退職給付引当金超過額	123,775																																																														
賞与引当金	17,785																																																														
役員退職慰労引当金超過額	17,818																																																														
未払費用	3,575																																																														
その他	1,368																																																														
繰越欠損金	96,278																																																														
繰延税金資産小計	260,602																																																														
評価性引当金	260,602																																																														
繰延税金資産合計	-																																																														
繰延税金負債	-																																																														
繰延税金資産の純額	-																																																														

（関連当事者関係）

1. 関連当事者との取引

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	1,811 百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	無し	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1）	219,378	預金	219,378

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,198 百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1）	-	預金	62,244

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

追加情報

当事業年度より「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

（1株当たり情報）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	
1株当たり純資産	126,428円	1株当たり純資産	48,506円
1株当たり当期純利益	486円	1株当たり当期純損失	77,922円
損益計算書上の当期純利益	2,187千円	損益計算書上の当期純損失	350,652千円
1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式に係る 当期純利益	2,187千円	1株当たり当期純損失の算定に 用いられた普通株式に係る 当期純損失	350,652千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数・普通株式	4,500株	期中平均株式数・普通株式	4,500株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	
該当ありません。		該当ありません。	

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期 別		第12期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
資 産 の 部			
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
		千円	千円
流動資産			
預金			787,272
前払費用			21,131
未収入金			8,546
未収委託者報酬			536,849
未収運用受託報酬			66,826
未収投資助言報酬			157,425
未収収益			25,779
流動資産計			1,603,831
固定資産			
有形固定資産			101,150
建物	*1	97,666	
器具備品	*1	3,484	
無形固定資産			2,531
ソフトウェア		1,406	
その他		1,124	
投資その他の資産			157,383
長期差入保証金		151,383	
投資有価証券		6,000	
固定資産計			261,064
資産合計			1,864,896

期 別		第12期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
負 債 の 部			
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
		千円	千円
流動負債			
預り金			20,398
未払手数料			251,168
未払委託調査費			241,976
その他未払金			16,292
未払費用			56,525
未払法人税等			3,344
未払消費税等			5,982
賞与引当金			124,759
役員賞与引当金			16,222
流動負債計			736,671
固定負債			
退職給付引当金			308,043
役員退職慰労引当金			725
固定負債計			308,768
負債合計			1,045,440
純 資 産 の 部			
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
		千円	千円
株主資本			
資本金			900,000
資本剰余金			7,777
資本準備金		7,777	
利益剰余金			88,321
利益準備金		75,500	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		163,821	
株主資本合計			819,456
純資産合計			819,456
負債・純資産合計			1,864,896

(2) 中間損益計算書

期別		第12期中間会計期間 自平成21年4月1日 至平成21年9月30日	
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
営業収益			
委託者報酬			1,083,406
運用受託報酬			119,081
投資助言報酬			100,695
その他営業収益			31,701
営業収益計			1,334,884
営業費用			
支払手数料			495,520
広告宣伝費			1,625
調査研究費			26,528
委託調査費			245,631
委託計算費			47,511
営業雑経費			22,085
印刷費		20,248	
協会費		1,836	
営業費用計			838,902
一般管理費			
給料			341,209
役員報酬		39,638	
給料・手当		301,571	
業務委託費			56,993
交際費			130
旅費交通費			3,716
事業税			2,869
租税公課			3,884
不動産賃借料			108,079
賞与引当金繰入額			81,050
役員賞与引当金繰入額			8,591
退職金			3,889
退職給付費用			15,788
役員退職慰労引当金繰入額			725
固定資産減価償却費	*1		5,355
諸経費			36,071
一般管理費計			668,354
営業損失			172,372
営業外収益			
受取利息			323
受取違約金			8,702
営業外収益計			9,026
経常損失			163,346
税引前中間純損失			163,346
法人税、住民税及び事業税			475
中間純損失			163,821

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

期別	第12期中間会計期間 自平成21年4月1日 至平成21年9月30日	
株主資本		
資本金	前期末残高 当中間期変動額 当中間期末残高	450,000 新株の発行 450,000 900,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高 当中間期変動額 当中間期変動額合計 当中間期末残高	37,000 新株の発行 その他利益剰余金へ振替 344,223 29,223 7,777
その他資本剰余金	前期末残高 当中間期変動額 当中間期変動額合計 当中間期末残高	200 その他利益剰余金へ振替 200 200 -
資本剰余金合計	前期末残高 当中間期変動額 当中間期末残高	37,200 29,423 7,777
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高 当中間期変動額 当中間期末残高	75,500 - 75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高 当中間期変動額 当中間期変動額合計 当中間期末残高	344,423 剰余金の配当 資本剰余金から振替 中間純損失 - 344,423 163,821 180,602 163,821
利益剰余金合計	前期末残高 当中間期変動額 当中間期末残高	268,923 180,602 88,321
株主資本合計	前期末残高 当中間期変動額 当中間期末残高	218,277 601,179 819,456
純資産合計	前期末残高 当中間期変動額 当中間期末残高	218,277 601,179 819,456

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	<p>第12期中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日</p>
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員への退職金支払に備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金の当中間会計期間未要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間未要支給額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第12期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	
建物	16,635千円
器具備品	7,851千円

（中間損益計算書関係）

第12期中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日	
*1 減価償却実施額	
有形固定資産	5,062千円
無形固定資産	293千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第12期中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日				
1. 発行済株式に関する事項 普通株式 9,000株				
株式の種類	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	4,500	4,500	-	9,000
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

（リース取引関係）

第12期中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日	
1. ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。	
2. オペレーティング・リース取引（借主側）は次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる 未経過リース料	
1年内	139,855千円
1年超	11,655千円
合 計	151,510千円

(有価証券関係)

第12期中間会計期末 (平成21年9月30日現在)	
1) 時価のある有価証券	該当事項はありません。
2) 時価評価されていない有価証券	その他有価証券
非上場株式	6,000千円

(デリバティブ取引関係)

第12期中間会計期間 (平成21年9月30日現在)	
該当事項はありません。	

(1株当たり情報)

第12期中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日	
1株当たり純資産額	91,050円
1株当たり中間純損失	24,141円
1株当たりの中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	163,821千円
普通株式に係る中間純損失	163,821千円
普通株主に帰属しない金額	-
期中平均株式数	普通株式 6,786株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第12期中間会計期間

自 平成21年4月 1日

至 平成21年9月30日

（資本金の額の減少）

当社は、平成21年12月18日開催の臨時株主総会において、資本金の額の減少を決議しました。

(1) 資本金の額の減少の目的

欠損填補を行うことにより繰越欠損を解消することで、当社の財務内容の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施に備えるため資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものです。

(2) 資本金の減少の方法

発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。

(3) 減少する資本金の額

450,000千円

(4) 減資の日程

取締役会決議日

平成21年12月18日

臨時株主総会決議日

平成21年12月18日

債権者異議申述公告日

平成22年1月4日

債権者異議申述最終期日

平成22年2月4日

効力発生日

平成22年2月5日

[次へ](#)

（参考情報）フォルティス・アセットマネジメント株式会社の財務諸表

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第18期事業年度（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。また、第19期事業年度（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第18期事業年度 あずさ監査法人

第19期事業年度 有限責任監査法人トーマツ

財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年12月31日)	当事業年度 (平成21年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,677,352	166,604
有価証券		871,462
未収委託者報酬	634,540	544,883
未収運用受託報酬	316,391	195,869
未収投資助言報酬	24,696	164,540
未収収益	119,251	449,462
繰延税金資産	88,913	444,568
前払費用	23,367	21,052
立替金	29,844	47,198
未収還付法人税等	108,358	-
未収還付消費税等	44,158	-
その他流動資産	26,053	24,354
貸倒引当金	-	18,954
流動資産計	3,092,928	2,911,043
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備 * 1	124,013	96,630
工具器具備品 * 1	67,263	38,381
有形固定資産計	191,276	135,012
無形固定資産		
電話加入権	1,166	1,166
ソフトウェア	401	1,676
のれん	488,000	383,428
無形固定資産計	489,568	386,271
投資その他の資産		
長期差入保証金	229,414	228,240
投資有価証券	773	999
繰延税金資産	355,655	-
投資その他の資産計	585,842	229,239
固定資産計	1,266,687	750,524
資産合計	4,359,616	3,661,567
負債の部		
流動負債		
未払手数料	586,869	437,743
未払費用	105,551	94,574
関係会社未払金 * 2	26,894	82,989
未払法人税等	-	8,302
未払消費税等	-	17,500
預り金	44,213	44,131
賞与引当金	277,225	286,621
関係会社借入金 * 2	1,300,000	800,000

その他流動負債	85,318	-
流動負債計	2,426,073	1,771,864
固定負債		
退職給付引当金	13,921	66,596
固定負債計	13,921	66,596
負債合計	2,439,994	1,838,461
純資産の部		
株主資本		
資本金 * 3	400,000	400,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,057,867	1,057,867
資本剰余金計	1,057,867	1,057,867
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	461,754	365,239
利益剰余金計	461,754	365,239
株主資本計	1,919,621	1,823,106
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	0
評価・換算差額等合計	-	0
純資産合計	1,919,621	1,823,106
負債・純資産合計	4,359,616	3,661,567

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,798,129	1,784,656
運用受託報酬	654,464	472,074
投資助言報酬	12,105	461,446
その他営業収益 * 4	234,429	900,262
営業収益計	2,699,129	3,618,439
営業費用		
支払手数料	725,063	1,007,339
公告宣伝費	6,331	760
広告宣伝費	2,403	72,429
受益証券発行費	35,905	32,343
調査費		
調査費	117,182	154,689
委託調査費	618,330	504,396
委託計算費	48,331	49,872
営業雑経費		
通信費	16,514	29,516
協会費	1,830	3,418
その他	1,618	3,852
営業費用計	1,573,512	1,858,617
一般管理費		
給料		
役員報酬	60,940	96,358
給料・手当	546,600	829,363
賞与	17,153	31,996
賞与引当金繰入額	150,056	286,621
交際費	6,984	7,467
旅費交通費	39,358	29,273
租税公課	3,235	11,538
不動産賃借料	112,694	215,979
退職給付費用	19,243	66,205
固定資産減価償却費	23,081	58,713
のれん償却費	34,857	104,571
貸倒引当金繰入	-	18,954
諸経費	243,857	182,993
一般管理費計	1,258,061	1,940,037
営業損失 ()	132,445	180,215
営業外収益		
受取利息	1,700	7
有価証券利息	-	2,386
投資有価証券売却益	-	82
為替差益	-	18,792
雑収入	21,682	34,606

営業外収益計	23,382	55,876
営業外費用		
支払利息 * 1	21,903	16,599
支払保証料	150	-
投資有価証券売却損	4,294	1,332
投資有価証券評価損	1,226	-
為替差損	42,385	-
雑損失	3,078	11,449
営業外費用計	73,038	29,382
経常損失()	182,101	153,720
特別利益		
退職給付引当金戻入益	12,706	-
過年度組織改編関連費用修正益 * 5	-	59,495
特別利益計	12,706	59,495
特別損失		
固定資産除却損 * 3	10,487	-
本社移転関連費用	61,627	-
組織改編関連費用	161,104	-
退職給付制度間の移行に伴う損失	44,881	-
特別損失計	278,101	-
税引前当期純損失()	447,497	94,225
法人税、住民税及び事業税 * 2	1,205	2,290
法人税等調整額	1,481,774	-
法人税等合計	1,482,980	2,290
当期純損失()	1,930,477	96,515

(3) 株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	当事業年度 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	400,000	400,000
当期末残高	400,000	400,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		
前期末残高	41,006	1,057,867
当期変動額		
企業結合による増加	1,016,861	-
当期末残高	1,057,867	1,057,867
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	599,734	461,754
当期変動額		
企業結合による増加	1,792,497	-
当期純損失()	1,930,477	96,515
当期変動額合計	137,979	96,515
当期末残高	461,754	365,239
株主資本合計		
前期末残高	1,040,740	1,919,621
当期変動額		
企業結合による増加	2,809,358	-
当期純損失()	1,930,477	96,515
当期変動額合計	878,881	96,515
当期末残高	1,919,621	1,823,106
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	749	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	749	0
当期末残高	-	0
純資産合計		
前期末残高	1,039,990	1,919,621
当期変動額		
企業結合による増加	2,809,358	-
当期純損失()	1,930,477	96,515
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	749	-
当期変動額合計	879,630	96,515
当期末残高	1,919,621	1,823,106

重要な会計方針

期別 科目	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日
1．有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>(1) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定）を採 用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採 用しております。</p>	<p>(1) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2．固定資産の減価償却 の方法	<p>(1) 有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得 したもの 旧定率法によっております。 平成19年4月1日以降に取得 したもの 定率法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次の通り です 建物附属設備 10年～15年 工具器具備品 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能 期間（5年）に基づく定額法によ り償却しております。 また、のれんについては、5年間 の期間均等償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3．引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払い に充てるため、支払見込額を計上 しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p>

	<p>(2) 退職給付引当金 従業員からの退職給付に備えるため、退職一時金について、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております（簡便法）。</p> <p>（追加情報） 当社は平成20年10月1日に退職給付制度を改正し、確定給付型制度から確定拠出型制度（キャッシュバランプラン）へ移行しました。当該確定給付年金制度へ移行しました。この移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。新制度への移行に伴う過去勤務債務は発生していません。本移行に際し支払われた金額と旧制度終了時における退職給付引き当て基金の差額44,881千円は特別損失に「退職給付制度間の移行に伴う損失」として計上しております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 同左</p>
4. リース取引の処理方法	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年1月1日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(3) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>同左</p>
5. その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>同左</p>

第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当会計期間より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借契約に係る方法に準じた会計処理を適用しております。なお、これによる影響額は軽微であります。</p>	

表示方法の変更

<p style="text-align: center;">第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日</p>	<p style="text-align: center;">第19期 自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日</p>
<p>平成19年12月19日に「投資運用業等統一経理基準（旧 投資顧問業統一経理基準の制定について）」が改定されたことに伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。</p> <p>（貸借対照表） 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。</p> <p>なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」は131,246千円であり、「未収投資助言報酬」は、該当ございません。</p> <p>（損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」および「投資助言報酬」として区分して表示しております。</p> <p>なお、前事業年度における「運用受託報酬」は363,042千円であり、「投資助言報酬」は該当ございません。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

第18期 (平成20年12月31日現在)	第19期 (平成21年12月31日現在)								
<p>* 1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">8,201千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">35,487</td> </tr> </table>	建物附属設備	8,201千円	工具器具備品	35,487	<p>* 1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">35,585千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">66,671</td> </tr> </table>	建物附属設備	35,585千円	工具器具備品	66,671
建物附属設備	8,201千円								
工具器具備品	35,487								
建物附属設備	35,585千円								
工具器具備品	66,671								
<p>* 2 関係会社に対する資産及び負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社借入金</td> <td style="text-align: right;">1,300,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社未払金</td> <td style="text-align: right;">26,894</td> </tr> </table>	関係会社借入金	1,300,000千円	関係会社未払金	26,894	<p>* 2 関係会社に対する資産及び負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社借入金</td> <td style="text-align: right;">800,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社未払金</td> <td style="text-align: right;">82,989</td> </tr> </table>	関係会社借入金	800,000千円	関係会社未払金	82,989
関係会社借入金	1,300,000千円								
関係会社未払金	26,894								
関係会社借入金	800,000千円								
関係会社未払金	82,989								
<p>* 3 授權株式数及び発行済株式総数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">授權株式数</td> <td style="padding-left: 20px;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">13,000株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">発行済株式総数</td> <td style="padding-left: 20px;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">8,000株</td> </tr> </table>	授權株式数	普通株式	13,000株	発行済株式総数	普通株式	8,000株	<p>* 3 授權株式数及び発行済株式総数 同左</p>		
授權株式数	普通株式	13,000株							
発行済株式総数	普通株式	8,000株							

注記事項

（損益計算書関係）

第18期 自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日
<p>* 1 関係会社との取引</p> <p style="padding-left: 40px;">支払利息 21,903千円</p> <p>* 2 法人税等 法人税等1,205千円は法人住民税であります。</p> <p>* 3 固定資産除却損 内訳は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">建物附属設備 6,365千円 工具器具備品 3,985 無形固定資産 136</p>	<p>* 1 関係会社との取引</p> <p style="padding-left: 40px;">支払利息 16,599千円</p> <p>* 2 法人税等 法人税等2290千円は法人住民税であります。</p> <p>* 3 固定資産除却損</p> <p>* 4 その他営業収益の内訳は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">兼業による報酬 900,262千円</p> <p>* 5 特別利益に計上された過年度組織改編関連費用修正益は、昨年度に引当計上を行った企業結合に伴う組織改編関連費用がなくなつたため戻入れたことによるものです。</p>

（株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式に関する事項

第18期（自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日）

株式の種類	前事業年度末株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式	8,000株	-	-	8,000株

第19期（自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日）

株式の種類	前事業年度末株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式	8,000株	-	-	8,000株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日						
<p>1．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>重要性が乏しいため、記載を省略しておりません。</p>	<p>1． 同左</p> <p>2．オペレーティング・リース取引 （借主側） 未経過リース料</p> <table data-bbox="836 1061 1209 1189"> <tr> <td>1年以内</td> <td>179,141千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>554,586</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>733,727</u></td> </tr> </table>	1年以内	179,141千円	1年超	554,586	合計	<u>733,727</u>
1年以内	179,141千円						
1年超	554,586						
合計	<u>733,727</u>						

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

第18期（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	その他	2,000	773	1,226
	小計	2,000	773	1,226
合計		2,000	773	1,226

投資有価証券は、時価が著しく低下したことにより、1,226千円の減損処理をしております。

第19期（自 平成21年1月1日 至 平成19年12月31日）

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	その他	1,000	999	0
	小計	1,000	999	0
合計		1,000	999	0

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第18期(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
90,000	-	4,294

第19期(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 時価評価されていない有価証券の内容

第18期(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

	貸借対照表計上額(千円)
-	-

第19期(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

	貸借対照表計上額(千円)
1. その他有価証券 MMF	871,462

（退職給付関係）

第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日																
<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は平成20年10月1日に従来の確定給付型の制度として退職一時金制度から確定給付型（キャッシュバランスプラン）および確定拠出年金制度に移行しております。なお、この移行に伴い、旧制度に基づき会社都合で算出した退職金を全額支給しております。</p> <p>2．退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">13,921千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,921千円</td> </tr> </table> <p>（注）当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法を採用しております。</p> <p>3．退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">19,243千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">19,243千円</td> </tr> </table> <p>4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。</p>	退職給付債務	13,921千円	退職給付引当金	13,921千円	勤務費用	19,243千円	退職給付費用	19,243千円	<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、確定給付型（キャッシュバランスプラン）および確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">66,596千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">66,596千円</td> </tr> </table> <p>（注）当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法を採用しております。</p> <p>3．退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">66,205千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">66,205千円</td> </tr> </table> <p>4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。</p>	退職給付債務	66,596千円	退職給付引当金	66,596千円	勤務費用	66,205千円	退職給付費用	66,205千円
退職給付債務	13,921千円																
退職給付引当金	13,921千円																
勤務費用	19,243千円																
退職給付費用	19,243千円																
退職給付債務	66,596千円																
退職給付引当金	66,596千円																
勤務費用	66,205千円																
退職給付費用	66,205千円																

（税効果会計関係）

第18期 自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 千円	繰延税金資産 千円
税務上の営業権計上額 1,394,379	税務上の営業権計上額 1,044,041
繰越欠損金 552,440	繰越欠損金 951,374
賞与引当金損金不算入額 112,802	賞与引当金損金不算入額 116,626
組織改編関連費用損金不算入額 34,716	未払費用損金不算入 35,618
未払費用損金不算入 22,273	退職給付引当金損金不算入額 27,098
退職給付引当金損金不算入額 5,664	貸倒引当金繰入超過額 7,712
その他 1,880	その他 2,477
繰延税金資産小計 2,124,157	繰延税金資産小計 2,184,946
評価性引当額 1,671,008	評価性引当額 1,740,377
繰延税金資産合計 453,148	繰延税金資産合計 444,568
繰延税金負債	繰延税金負債
未収事業税 8,580	未収事業税 -
繰延税金資産の純額 444,568	繰延税金資産の純額 444,568
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
(%)	(%)
法定実効税率 40.7	法定実効税率 40.7
(調整)	(調整)
評価性引当額の変動 367.1	評価性引当額の変動 73.6
交際費等永久に損金に算入されない項目 2.5	交際費等永久に損金に算入されない項目 15.3
住民税均等割 0.3	住民税均等割 2.4
その他 2.1	企業結合による繰越欠損金 43.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率 331.3	その他 4.8
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 2.4

（関連当事者との取引）

第18期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメントエス・イー	ブラッセル ベルギー	千ユーロ 180,000	持株会社	被所有 直接 100%	兼任1名	グループ 管理会社	マネージメントサービス	千円 24,213	関係会社未払金	千円 24,213
親会社	フォルティス銀行東京支店	東京都港区	千ユーロ 9,374,878	銀行業		なし	資金の借入	資金の借入 支払利息	千円 21,903	関係会社借入金 関係会社未払金	千円 1,300,000 2,681

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注2）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

（2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	エービーエヌ・アムロアセットマネジメントアジア	香港 中国	千ユーロ 900,000	資産運用業		兼任1名	その他情報提供サービス	その他営業収益 委託調査費	千円 33,334 5,676 (注4)	未収収益 未払費用	千円 43,467 9,983
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメントルクセンブルク	ルクセンブルグ市 ルクセンブルク	千ユーロ 1,308	資産運用業		なし	投資一任契約	運用受託報酬	千円 169,822	未収運用受託報酬	千円 61,759
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメントネザーランド	アムステルダム オランダ	千ユーロ 1,454	資産運用業		なし	投資助言契約	投資助言報酬 委託調査費	千円 173,800 9,352	未収収益 未払費用	千円 111,429 9,352

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注2）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

（注3）上記の表以外の取引は金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（注4）上記取引金額は、関連当事者に該当した平成20年8月1日から平成20年12月31日までの期間のものであります。

第19期（自平成21年1月1日至平成21年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フォルティス・インベストメンツ マネジメントエスエー	ブラッセル ベルギー	千ユーロ 180,000	持株会社	被所有 直接 100%	兼任1名	グループ 管理会社	マネージメントサービス	千円 63195	関係会社未払金 未払費用	千円 57,465 5,730
親会社	フォルティス銀行	ブラッセル ベルギー	千ユーロ 9,374,878	銀行業	被所有 間接 100%	なし	資金の借入	資金の借入 支払利息	千円 16,599	関係会社借入金 関係会社未払金	千円 800,000 720

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメントルクセンブルク	ルクセンブルグ市 ルクセンブルク	千ユーロ 1,308	資産運用業		なし	投資一任 契約	運用受託報酬 その他営業 収益	千円 411,109 467,002	未収収益 関係会社未払金	千円 408,147 160
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメントネザール	アムステルダム オランダ	千ユーロ 1,454	資産運用業		なし	投資助言 契約	その他営業 収益 運用受託報酬	千円 296,488 27,380	未収収益	千円 98,058
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメントベルギーエスエー	ブラッセル ベルギー	千ユーロ 44,114	資産運用業		なし	投資一任 契約	その他営業 収益 雑収入	千円 13,051 19,898	未収収益 仮払金	千円 20,827 21,908

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(注3) 上記の表以外の取引は金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

BNPパリバ銀行（パリ証券取引所に上場）

フォルティス銀行（非上場）

フォルティス・インベストメンツ マネジメントエスエー（非上場）

（企業結合等関係）

<p style="text-align: center;">第18期 自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日</p>	<p style="text-align: center;">第19期 自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日</p>
<p>（共通支配下の取引等）</p> <p>1．フォルティス・アセットマネジメント株式会社とフォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社の合併</p> <p>フォルティス・アセットマネジメント株式会社とフォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社は平成20年 8月 8日付で合併契約を締結し、平成20年 8月 8日に開催した臨時株主総会の承認をもって、平成20年10月 1日に合併いたしました。</p> <p>（1）企業結合の概要</p> <p>1）結合当時企業又は対象となった事業の名称及びその事業内容</p> <p>結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務</p> <p>被結合企業： フォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社 投資顧問業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務</p> <p>2）企業結合の法的形式 フォルティス・アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併</p> <p>3）企業結合後の名称 フォルティス・アセットマネジメント株式会社</p>	

4) 取引の概要

本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、フォルティスグループの日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、フォルティス・アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行っております。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。

(2) 実施した会社処理の概要

本合併は、「企業結合に係わる会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する運用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成18年12月22日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

2. フォルティス・アセットマネジメント株式会社へのイービーエヌ・アムロ証券投資顧問株式会社からの事業譲渡

(1) 企業結合の概要（事業譲渡）

1) 取得した事業の内容

投資助言・代理業務、投資運用業務、関係会社が行う為替オーバーレイ業務にかかる委託業務

2) 企業結合を行った理由

日本における経営の効率化、合理化を進めるため、フォルティス・アセットマネジメント株式会社に事業を譲渡することにより、グループ内における事業の経営資源を集約して、よりいっそうの収益力の向上と事業基盤の強化を図るものであります。

3) 企業結合の日

平成20年8月31日

4) 企業結合の法的形式

事業譲渡契約

(2) 財務諸表に含まれている取得した事業の期間

平成20年9月1日から平成20年12月31日

(3) 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得原価：522,857千円

<p>(4) 発生したのれんの金額等 のれん金額：522,857千円 発生原因： 今後の事業貢献による期待される超過額 償却方法及び償却期間： 5年間の定額法により償却しております。</p>	
---	--

(1株当たり情報)

第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日
1株当たり純資産額 239,952.71円	1株当たり純資産額 227,888.32円
1株当たり当期純損失 241,309.63円	1株当たり当期純損失 12,604.38円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日
当期純損失(千円)	1,930,447	96,515
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	
普通株式に係る当期純損失(千円)	1,930,447	96,515
期中平均株式数	8,000	8,000

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要であります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社は、フォルティス・アセットマネジメント株式会社と平成22年7月1日付の合併に伴い、同社の証券投資信託委託業に係る業務を承継し、同日付で「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」に社名変更致します。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

「受託会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成22年3月末日現在

「再信託先」

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成22年3月末日現在

「投資顧問会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
--------	-----------	-----------

オークス投資顧問株式会社	25百万円	「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を営んでいます。
--------------	-------	-------------------------------

平成22年3月末日現在

「販売会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
大和証券株式会社	100,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

平成22年3月末日現在

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務等を行います。
- (2) 投資顧問会社：ファンドの投資顧問会社として、運用に関する情報提供および投資助言等を行います。
- (3) 販売会社：販売会社として、募集・販売の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払いならびに収益分配金の再投資に関する事務等を行います。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 投資顧問会社：該当事項はありません。
- (3) 販売会社：該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。なお、両者を総称して「投資信託説明書（目論見書）」と記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙または本文記載頁に、ロゴ・マーク、イラスト、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する他、ファンド名称の説明を付記することがあります。届出書本文の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として、冒頭に記載することがあります。また、目論見書の表紙裏面に、金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載します。
- (3) 交付目論見書の巻末に約款および用語集を添付します。
- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の記載内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) 交付目論見書の巻末に請求目論見書を添付し、目論見書として使用することがあります。
- (6) 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年4月8日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオークス転換社債ファンド（ダイワSMA専用）の平成20年2月21日から平成21年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オークス転換社債ファンド（ダイワSMA専用）の平成21年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 前期の財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年4月14日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオークス転換社債ファンド（ダイワSMA専用）の平成21年2月21日から平成22年2月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オークス転換社債ファンド（ダイワSMA専用）の平成22年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月18日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月22日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年12月18日開催の臨時株主総会において、資本金の額の減少を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。